

1. 対象施設

名称：神戸こども初期急病センター
所在地：神戸市中央区脇浜海岸通 1 丁目 4 番 1 号

2. 指定管理者候補者

一般財団法人 神戸市小児救急医療事業団
代表者 理事長 石田 明人
(神戸市中央区脇浜海岸通 1 丁目 4 番 1 号)

3. 指定期間 (予定)

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4. 選定方法

公募外選定による

「公の施設の指定管理者制度運用指針」が定める、公募によらず指定管理者を指定することができる場合のうち「④専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合」に該当。

5. 選定理由

神戸こども初期急病センターは、医師不足等により非常に厳しい状況であった小児初期救急の機能を強化し、持続可能な小児救急医療体制を構築していくため、平成 22 年 12 月 1 日に H A T 神戸内に開院し、夜間・休日 365 日診療を行っている。

一般財団法人神戸市小児救急医療事業団（以下、神戸市小児救急医療事業団）は、同センターの管理・運営のために、神戸市医師会、神戸市小児科医会、神戸大学等市内の医療関係者の連携、協働により設立された団体であり、臨床や研究などそれぞれが役割を發揮しながら、ノウハウを集結して事業を実施している。

小児初期救急医療を円滑に実施していくためには、医師・看護師をはじめとする医療スタッフの確保が不可欠であるが、同事業団は神戸大学や医師会等と連携して、数多くの医療スタッフを確保し、同センター開院当初から指定管理者として適切に管理運営を行っており、本市の小児救急医療体制において大きな役割を果たしている。

また、令和元年度末から流行している新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、臨機にユニットハウス（敷地内駐車場に設置）での発熱外来を開設（令和 2 年 12 月～令和 3 年 3 月）し、小児の新型コロナウイルス患者対応を迅速に行ったことから、今後の不透明な状況にも柔軟に対応していくことが期待できる。

以上のことから、今後も小児初期救急医療を円滑に実施していくためには、神戸市小児救急医療事業団を指定管理者とすることが適当である。